

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日の翌日
が休日は、
翌日)

目 次

◇ 告 示
土地改良事業の認可申請の適否の決定(三件) (農村整備課)

保安林の指定(造林課)
土地区画整理法による換地処分(二件) (都市計画課)
都市計画の変更に係る図書の縦覧(〃)
開発行為に関する工事の完了(〃)

告 示

鳥取県告示第五十九号

倉吉市桜三九六山根栄光ほか二十六人の者が共同して行う土地改良事業(非補助事業桜後口山区農用地造成)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)

第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年一月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十号

智頭町が行う土地改良事業(団体営ため池等整備事業東宇塚地区ため池等整備)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年一月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十一号

溝口町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）添谷地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年一月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

昭和六十三年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字由良宿字東浜一四六〇の二、一四六〇の八一、一四六〇の八五、二二二一

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六十三号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定に基づき、米子市砂池土地区画整理組合から米子市砂池土地区画整理事業施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項後段の規定により告示する。

昭和六十三年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十四号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定に基づき、米子市新田土地区画整理組合から米子市新田土地区画整理事業施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四

項後段の規定により告示する。

昭和六十三年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十條第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画土地区画整理事業 河北第二土地区画整理事業

二 都市計画の変更に係る土地の区域

倉吉市清谷字興三治、字下前河原、字大石橋、字上前河原、字北田、字下沢地、字賀部田及び字下徳田並びに大塚字下沖、字上沖、字深田、字七峰、字砂田、字大仙分、字野島、字大荒神、字燕子池、字二ノ大仙分、字ハゲタ、字広瀬、字中道、字辻畑、字十左衛門田、字前河原、字柳原及び字前河下

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第六十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年十月五日 鳥取県指令受倉土維第十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡東伯町大字丸尾字井手領及び大字徳万字西垣西通

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市安長三九四

有限会社玉川開創

代表取締役 薛海潤